

## 上天草市水道事業開発給水取扱要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、上天草市水道事業給水条例（平成16年上天草市条例第185号。以下「条例」という。）に基づき、給水の適正を図るため、上天草市水道事業の給水区域における宅地造成、住宅団地開発並びに共同住宅及び中高層建築物等の建築（以下「開発行為等」という。）に係る給水（以下「開発給水」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において「開発給水」とは、条例第3条に規定する給水装置までの施設をいう。

### (事前協議)

第3条 開発行為等の施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長と開発給水について協議しなければならない。

- (1) 給水区域内において開発面積1,000平方メートル以上の宅地及び工場用地等を造成しようとするとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が協議する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、開発給水申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (開発給水の原則)

第4条 開発給水は、申請地の周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

### (開発給水に伴う配水施設補強等工事)

第5条 開発給水に伴い、当該地域周辺の水圧及び水量に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合においては、申請者は、当該地域における給水に支障がないよう、配水管の布設又は配水施設の補強工事をしなければならない。

- 2 前項の場合において、当該箇所に複数の給水管が布設されているときは、当該給水管の整理統合をしなければならない。
- 3 前2項の工事等に要する費用は、申請者の負担とする。

### (開発給水の承認)

第6条 市長は、開発給水の承認をしたときは、開発給水承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、開発給水承認通知書の内容に異議のないときは、市長に同意書（様式第3号）を提出しなければならない。

### (工事の施行)

第7条 当該開発給水に関する工事は、上天草市指定給水装置工事事業者に実施させな

なければならない。

- 2 申請者は、開発給水に伴う工事着手前に、開発給水承認通知書の写し、工事着手届出書、現場代理人等通知書、経歴書、給水装置工事主任技術者証明書を市長に提出するとともに、工事材料検査を受けなければならない。
- 3 申請者は、開発給水に伴う工事が完了したときは、工事完了届（様式第4号）を市長に提出するとともに、しゅん工検査を受けなければならない。
- 4 検査職員は、しゅん工検査が不合格である場合は、申請者に補修（改造）命令書（様式第5号）により補修等を命じることができる。

（経費の負担）

第8条 開発給水について、水理計算等を含む水道施設の設計及び水道施設の新設に係る費用は申請者が全額負担するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、免除又は減額することができる。

- 2 開発給水に係る工事全体が完了する前に一部通水を必要とする場合、完成までの間の維持管理に要する費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 前2項の規定によるもの以外の設備等の維持管理に係る費用負担については、市長の指示に従うものとする。

（申請者の責務）

第9条 申請者は、開発給水工事の施工にあたっては、水道法、上天草市水道事業給水条例、上天草市水道事業給水条例施行規程その他関連する法規を遵守するとともに、水道工事施工管理基準及び本要綱に定める事項に適合するよう施工計画を策定し、市長に提出しなければならない。

- 2 開発給水により道路用地に水道施設を設けた場合、その道路用地が自己の所有に属しないもの又は将来自己の所有から代わるものにあつては、水道施設移管承諾書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（開発給水の中止）

第10条 申請者は、開発給水中止しようとするときは、開発給水中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、開発給水工事に着手している場合は、速やかに当該水道施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

（開発給水の変更）

第11条 申請者は、第3条第2項に規定する申請書を提出した後、開発給水を変更しようとするときは、開発給水変更申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（申請者の氏名等の変更）

第12条 申請者が住所又は氏名（法人にあつてはその名称、主たる事業所の所在地又

は代表者の氏名)を変更したときは、氏名等変更届(様式第8号)に変更の事実を証する文書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(配水管等施設の帰属)

第13条 開発給水により設置された配水管等の施設は、しゅん工検査に合格した場合、速やかに配水施設移管申込書(様式第9号)を提出し、上天草市に帰属するものとする。

2 前項の帰属について、第9条第2項に関し次の各号に掲げる要件が具備されていなければならない。

(1) 水道施設の維持管理等のため、市長の指定する職員が土地に立ち入ること。

(2) 水道施設の維持管理等のため、市長の指定する職員が水道施設の修繕及び改良工事を行うこと。

(3) 給水装置の構造は、上天草市水道事業給水条例施行規程(平成16年水道企業管理規程第10号)第12条第1項の規定に準じていること。

(4) 水道施設の材料は、上天草市水道事業給水条例施行規程第12条第2項の規定に準じていること。

(5) 給水装置を除いた水道施設の所有権を上天草市とすること。

(6) 水道施設は、配水管布設等工事完成後1年以上使用することを目的とするものであること。

(7) 水道施設の土地使用期間は、水道施設存続期間とすること。

(8) 水道施設の土地使用料は無償とすること。

(9) 水道施設の設置及び維持管理等に支障を及ぼす工作物を設置しないこと。

(10) 新たに埋設物を設置する場合や、その他の権利を設定する場合は、市長と協議することを確約できること。

(11) 申請者が当該敷地の所有権を第三者に譲渡する場合は、第8条第2項に規定する配水施設移管承諾書の承認事項を受け継がせることについて、譲渡を予定する第三者から確約が得られること。

3 市長は、配水施設移管申込書を受理したときは、配水施設移管受入書(様式第10号)を発行し、発行日よりこれを受理する。

(規定に協力しない者に対する措置)

第14条 市長は、この要綱の遵守について協力を拒む者については、その協力を確保するために必要な範囲で、助言若しくは勧告を行い、又はその者の氏名等を関係機関に通知する等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。